

仕 様 書

1 名称

愛媛県立（新）宇和島南高等学校相撲場整備事業

2 目的

県立学校振興計画によるスポーツ系列の新設に伴い、振興計画により代替が利かなくなる現宇和島東津島分校の『相撲』を同校で引き継ぎ、スポーツ系列の授業における武道選択に『相撲』を取り入れるなど、学校と地域を挙げて『全国制覇』を目指すための拠点として相撲場を整備する。

3 概要

予定地	愛媛県立宇和島東高校津島分校 敷地内 (宇和島市津島町高田甲2469-1)
業務内容	・相撲場の新築に係る設計（各種調査・手続き含む） ・相撲場の新築
建物概要	鉄骨造 平屋 208㎡程度（予定） ・相撲場（土俵俵、練習俵、鉄砲柱） ・座敷 ・更衣室（男・女） ・脱衣室（男・女） ・トイレ（男・女） ・シャワー室（男・女） ・倉庫 ※詳細は別紙全体配置図及び平面構想図を参照
履行期間	契約締結日から令和8年3月13日まで

4 一般事項

- (1) 業務内容は、本仕様書並びに別紙全体配置図及び平面構想図の定めるところによる。
- (2) 相撲場の新築にあたり、事前に現地調査を行い、施工に必要な意匠図、構造図、設備図等の設計図及び各種計算書等を作成し、発注者の承諾を受けること。
- (3) 都市計画法、建築基準法、消防法等関係法令及び条例に適合する建物とし、建築基準法に基づく建築確認申請のほか必要な諸手続きは、関係機関の指導に従い、受託者の負担で遅滞なく行うこと。
- (4) 工事車両の出入りの際は、安全に細心の注意を払うとともに、工事ヤード及び工事作業についても、教育活動への影響を最小限とするよう配慮すること。
- (5) 受託者は、発注者と協議の上、工事着手前に什器、設備機器、備品等のリストを発注者に提出し、承諾を受けること。

- (6) 工事に必要な光熱水費は、受注者の負担とする。
- (7) 工事に際しては関係法令を遵守し、安全対策及び近隣対応には細心の注意を払うこと、また、既存工作物等を破壊した場合は、発注者に報告の上、速やかに現状復旧すること。
- (8) 建設発生土は場外処分とし、その他の発生材についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。
- (9) 工事完了後、引き渡しに先立ち工事関係書類等を発注者へ提出し、完了検査を受けること。
- (10) 完了検査後、施設及び設備機器の使用等について使用者へ説明を行い、物件を引き渡すこと。
- (11) 受注者は、本契約の履行にあたり、発注者の指示に従うとともに、本仕様書に定めのない事項、又は内容に疑義のある場合は、発注者と十分な協議の上、決定すること。

5 建物仕様

- (1) 相撲場としての用途に見合った仕様とし、十分な強度を満たすこと。

[主な用途]

- ・相撲部の稽古
 - ・スポーツ系列の授業
- (2) 事前に地質調査を行い、調査結果をもとに構造計画を作成すること。なお、基礎は鉄筋コンクリート布基礎（N=24）以上とし、調査の結果、地盤改良等が必要な場合は別途協議する。
 - (3) 指導・見学用の座敷を設置すること。
 - (4) 相撲場に土俵俵、練習俵2、鉄砲柱2、まわし干しを設置すること。
 - (5) 更衣室、脱衣室、トイレ、シャワー室を男女ごとに設置すること。
 - (6) トイレは非接触式とすること。
 - (7) 電気設備及び給排水設備（給湯含む）については、令和8年度末に津島分校が閉校することを踏まえて学校敷地内の状況を調査し、十分な検討を行うこと。
 - (8) 空調設備は冷暖房兼用とし、特に夏季の熱中症対策に十分な性能を有すること。